

2019年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2019年8月2日（金）

愛知県障害者施策審議会

2019年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2019年8月2日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

石黒委員、井上委員、猪口委員、岩田委員、岡田委員、川崎委員（会長）、黒田委員、鈴木委員
高橋（傳）委員、高橋（美）委員、高柳委員、徳田委員、野田委員、服部委員、古家委員、牧野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 佐藤主幹

時間がちょっと早いですが、委員の皆様お揃いになりましたので、ただいまから2019年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

それでは開催にあたりまして、平田福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

平田福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の名前は平田でございます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「2019年度第1回愛知県障害者施策審議会」に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御支援をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

この審議会は障害者基本法に基づき、障害のある人に関する総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務づけられた審議会でございます。年度内に会議を3回開催する予定でございますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

本日は今年度第1回目の審議会でございますが、次第でございますように議題が3件と、報告事項が2件ございます。

議題の1件目は「愛知県障害者基礎調査について」御説明させていただきます。本調査は来年度行います。愛知県障害者計画の策定に向けまして、本県の障害者の状況を把握するために行う調査でございます。この基礎調査の調査項目等について、御意見をいただきたいと思います。

2件目につきましては「第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について」計画を進めていく上での御意見をいただきたいと思います。

最後に3件目としまして、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポートについて」御説明させていた

できます。当ビジョンは、本件の健康福祉の進むべき方向を共有する基本指針として策定しているものでございまして、このビジョンの年次レポートの障害者支援にかかる記載部分について御意見をいただきたいと思っております。

また、報告事項につきましては、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について」及びその他報告事項といたしまして、「障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等について」の計2件御報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただき、有意義な会議にさせていただきますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

6 定足数確認

障害福祉課 佐藤主幹

では議事に入る前に事務局より、若干御連絡を申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は委員数20名のうち、過半数以上の16名が出席をされております。永田先生につきましては急遽御欠席ということで御連絡をいたしておりまして16名の出席となっております。愛知県障害者施策審議会条例第4条3項の規定によりまして、審議会は有効に成立をしております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 佐藤主幹

続きまして傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により公開としております。7月15日金曜日から県のホームページで審議会の開催のお知らせをしております。本日の傍聴者は2名、並びに報道関係の方が1名いらっしゃいますので御報告をいたします。

ここで傍聴の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

8 資料確認等

障害福祉課 佐藤主幹

次に事前に皆様にお送りしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例運営要領でございます。続きまして議題にそれぞれ1番から5番までありますけれども資料がそれぞれ1、2、3、4、5ということで送付させていただいております。それから本日机上配付をさせていただきます資料について御説明させていただきます。

まず差し替えの資料といたしまして、出席者の名簿を差し替えさせていただきます。永田委員の欠席につきましては反映できておりませんが、欠席ということで御訂正をいただきたいと思っております。

また、資料1、資料1の別紙1及び別紙3の一部を差し替えております。詳細についてはその都度、説明の中で御説明させていただきます。と思っております。

そして資料2、計画の進捗状況関係の部分ですけれども、2ページ、6ページと7ページ、こちらの差し替えを御配りさせていただきます。

そして本日御欠席の小樋委員に事前に御回答いただいております、質問票がございますので、そちらをお配りさせていただいております。

そして量が多いですけれども、7月19日に開催されました愛知県自立支援協議会の資料を机上配布させていただいております。なお、資料のうち、資料4と5につきましては、本日会議資料の中の資料と重複する部分がございますので、その部分については省略をさせていただいております。資料の不足等がありましたらお申し出をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員の皆様におかれましては、御発言に当たりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

9 新委員の紹介

障害福祉課 佐藤主幹

それでは、委員の皆様方に、新たに御就任をいただきました委員の御紹介をさせていただきます。御手元の出席者名簿を御覧いただきたいと思っております。名簿の9番目に記載をしております。名古屋市総合リハビリテーションセンター自立支援局長の鈴木智敦委員でございます。

その下10番目に記載があります。愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長の高橋傳委員でございます。最後に、20番に記載がございます。愛知県町村会副会長で蟹江町町長の横江淳一委員でございます。なお、横江委員につきましては所用により御欠席と伺っております。

また引き続き御就任いただいております委員の皆様方の御紹介につきましては、出席者名簿の配布に代えさせていただきます。

それではこの後の進行につきましては、川崎会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

10 会長挨拶

川崎会長

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、障害者施策審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。最初にお時間をいただきたいと思います。

神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」での痛ましい事件から3年が経ちました。犠牲者の方々の御冥福をお祈りするとともに、二度とこのような事件が起こらないよう、障害のある方とその御家族の方が安心して生活できる共生社会の実現を目指して、私ども委員が力を合わせて進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回は今年度最初の審議会であります。内容は先ほど平田局長様の挨拶にもありました通り、議題が3件と報告事項が2件であります。限られた時間ではありますが積極的に、また、要点を絞って、御発言をお願いしたいと存じます。報告事項も含め、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

また委員の皆様方には、言葉や内容について、お分かりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問をいただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなるよう、お願い申し上げます。

最後に、長年当審議会の会長として御尽力を賜りました。
豊田市福祉事業団の高橋委員が6月末で委員を退任されました。心から感謝を申し上げたいと存じます。
なお、高橋委員は引き続き、県の障害者自立支援協議会の会長として、御活躍をいただけるとのことですので、連携をして障害者施策を前に進めて参りたいと存じます。
簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。

1 1 議事録署名者指名

川崎会長

まず、運営要領第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっております。私の方から指名させていただきたいと存じます。今回は、鈴木委員と古家委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。鈴木委員は就任早々で恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

1 2 事務連絡

川崎会長

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は午後4時を予定しておりますので、御協力の方よろしくお願ひいたします。

1 3 議題 愛知県障害者基礎調査について

川崎会長

それではまず、議題の1番目「愛知県障害者基礎調査について」を御審議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課の坂上です。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

前回3月22日に本審議会で御説明し、御意見を頂戴して以降、修正案をお示しし、その後2回、委員の皆様にご意見照会をさせていただき、また関係各所、課内の意見を踏まえ検討を進め、7月19日には自立支援協議会での御意見をいただき修正した結果、最終案を取りまとめましたので御説明いたします。

1枚目の資料1と書いてございます。差し替えをお配りいたしました修正箇所といたしましては1点目、右側の、3の(3)、調査方法対象のところ、下線部が引いてあります、事前に調査協力依頼するなどしていたところですが、障害者団体に対してと相手方を明示いたしました。

それから2点目は一番右側の下の4、今後のスケジュールのところ、第2回の施策審議会を今年の12月から年明け1月に予定していることを付け加えております。

内容の御説明ですけれども、

3月にお示した案から大きく変更したところは、右側下線を付けた部分になります。(3)の調査方法・対象のところを御覧ください。前回は身体障害者を900人で計2500人を調査するとしていましたが、母数が知的障害者・精神障害者がそれぞれ県内約6万人に対して身体障害者が約23万人、4倍近くいるのに、調査数の割合がおかしいのではないかと御意見がありました。母数の比率に合わせて身体障害者の調

査数を知的・精神の400人の約4倍、1500人とし、全体を3100人としたものです。調査数の増に伴い調査票発送費が増えることから、予算の範囲内で納めることが難しく、調査票の余分なスペースを詰めるなど見やすさを損なわない程度にページ数を減らし、印刷費を減らすことで何とか対応できると判断いたしました。

また、身体障害者の内訳は当初、完全無作為抽出としていたところですが、身体障害のカテゴリーが多い中で、身体障害を一括りとするのは少し大雑把すぎるのではないかとの御意見をいただき、肢体、内部、視覚、聴覚、音声言語のそれぞれの比率でその内訳を決めて抽出することとしたものです。なお、正確な比率で分けますと視覚・聴覚・音声言語が標本数として少なすぎるることとなるため、その比率に合わせた概数としています。

また、発達障害者においては、全て関係団体会員からとしておりましたが、成人の方で病院にかかっているような方を含めてはどうかとの御意見があり、精神医療センターの協力が得られる範囲で調整を行い、400人のうち70人については精神医療センターの受診者から、残りを団体会員からとしております。

次のページを御覧ください。差し替えでお配りした別紙1になります。

修正箇所はこの別紙1というものが抜けていただけて中身の修正はございません。

別紙1としまして皆様からの御意見とそれに対する県の考え方・対応をとりまとめしております。主なものを説明させていただきます。

一番上につきましては先ほど説明しましたので、2つ目、回収率の改善についての工夫です。東京都は非常勤職員150人で訪問調査を行うとか、岐阜県は市町村が行う訪問調査時に同時に行うなど、別途予算を伴う対応をされています。これを今から愛知県で行うことは困難ですので、予算の範囲内で対応できる工夫をしていきたいと考えております。

設問数が多いので回収率が低くなるのではないかとの御意見もございですが、前回調査との比較もあり、それぞれ必要な調査項目であると考えますので、設問数の削減以外の工夫をしてみたいと思います。

具体的には、まず、調査期間を見直してみたいと思います。前回調査では、調査期間を10月9日から10月20日までの12日間でありましたが、今回は期間を延ばし、1か月間程度の期間を考えております。

次に、調査実施の事前の広報啓発をしっかりと行ってまいります。今回は事前のプレス発表は行っていませんでしたが、今回はプレス発表をし、調査の実施を事前周知してまいります。また、障害関係団体の皆様方にも御協力いただき、会員の皆様への周知をお願いしたいと考えております。

また、前回調査では、調査の問合せ窓口として委託業者のみ調査票に記載しておりましたが、少しでも問合せがしやすいよう、県障害福祉課も問合せ窓口として記載していきたいと考えており、その周知もプレス発表の際に行ってまいります。

更に、紙媒体での回答に困難を感じる方には、電子媒体での回答も可能とするよう委託業者と調整しながら、対応していきたいと考えております。

また、差し替えで机上配布いたしました、別紙1の6ページ、こちらの修正箇所は、問98とあるところに、不要な数字等が入っていたので、削除しております。

続きまして、別紙2を御覧ください。

今回の調査項目案になります。新設した項目が、問14と15、高次脳機能障害の症状と原因。問30、利用しているサービスへの不満の理由。問53、かかりつけ医療機関がない理由。問60、盲ろう者向けのコミュニケーション手段の種類、情報の取得方法。問67、無年金の理由。また、時代が変わり、制度も変わってきているので新しい制度に則した内容をということで、問95と96、ヘルプマークの認知度と所持不所持。そして高齢化問題についての項目をということで、問100と101、将来の生活への不安度とそ

の不安の内容、を付け加えております。

具体的な質問票につきましては、A4でホチキス止めしております別紙3になります。こちらも今日1枚差し替えをお配りしております。8ページの一番上、問21の選択肢三番を公営賃貸住宅としておりましたが、正しくは公的賃貸住宅ということで、修正をしております。

説明については以上になります。御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

川崎会長

ありがとうございました。ただいま御説明のありました愛知県障害者基礎調査について、皆様の御意見と御質問を受けたいと思います。

その前に皆様から沢山の御意見等いただいたようで本当にありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

それでは皆様方から御意見、御質問があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

黒田委員

公募委員の黒田です。

説明をしていただいた中で、資料1(3)のところが、その次の別紙1の1ページ目右上部分、県の考え方と同じになるはずだが、資料1(3)調査数①のところ、身体障害者1,500人の内訳が、肢体不自由の方が700人になっています。ところが、別紙1の県の考え方のところは、肢体不自由の方が750人になっています。そして資料1の内訳の聴覚障害者の人数は150人に、別紙1は100人になっています。

これはどちらが正しいのか説明していただきたいです。

川崎会長

それではこの件につきまして、よろしくお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

資料1の方が正しい数字になります。肢体が700人、聴覚が150人になります。

委員の皆様にご意見照会をした際にお配りしてございますけれども、それぞれの障害区分におけるパーセンテージよりも、視覚・聴覚・音声言語につきましては概数ということで、少し多めに調査の方をしたいというふうに考えております。

川崎会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは次に服部委員よろしくお願いいたします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部です。二つほどあります。

一つ目は、聴覚障害者が150人と言われました。具体的にどのような形で質問をしていくのが気になります。以前この審議会でも意見を出したと思いますが、ろうの方でも色々な環境で育った、ろうの方がいます。

例えば市役所から公的な文章が家に届いても、日本語をきちんと読んで理解ができない、聞こえない人が

沢山います。そういった方々の場合には、どのような対応をするのか、気になって質問させていただきます。

2つ目は、聴覚に限らず色々な障害者の方がいらっしゃる中、抽出方法をどのようにするのか、教えていただきたいと思っています。以上の二つです。よろしくお願いいたします。

川崎会長

ありがとうございます。

それでは事務局からよろしくお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

身体障害者の抽出につきましては、基本的にその手帳所持者に番号を振りまして、番号を一定数ずつずらしていくような形でアトランダムに抽出をしていきます。例えば聴覚障害者の方でも、どのような状態の方が選ばれるかは全くわからない状況になります。そういった意味で、先ほど回収率向上の工夫というところでお話をしましたけれども、各団体の方から会員の皆様方にこの時期にこういう調査票が送られるかもしれないので、送られてきたら回答をお願いしますとお伝えいただくか、もしわからないことがあれば、委託の業者だけではなくて県の障害福祉課にも、お問い合わせしていただければ結構ですので、その辺りで御相談をしていただければと思っております。

川崎会長

ありがとうございました。

服部委員よろしいでしょうか。

服部委員

2つ目についてもお願いします。

障害福祉課 坂上補佐

無作為抽出になりますので、初めにお答えした通りですね、障害者手帳をお持ちの方に番号を振りまして、そこから例えば10番ずつ、1番を選ぶと次に11番に次に21番にというような人数をピックアップするような形になります。

服部委員

もう1つの質問は、日本語が読めない、書けない、聞こえない方がいますが、そのような場合はどういう対応をされるかという御質問をさせていただいたんですが、これに対してお願いします。

障害福祉課 坂上補佐

調査票が届いた際には聴覚障害者協会さんに御相談をいただくなりして、県に御相談いただくような形をとらせていただければと思っております。

服部委員

わかりました。

川崎会長

ありがとうございました。
それでは石黒委員、お願いいたします。

石黒委員

名古屋大学の石黒です。

ランダムに無作為に抽出されるということで、母集団の数をすべて反映しているわけではないですが、逆の意味でいうと、少数意見を反映させるために十分なサンプル数が確保されているということによろしいでしょうか。

障害福祉課 坂上補佐

そのような形をとらせていただいております。

石黒委員

となってくると、肢体不自由という大きな括りではなくて、例えば、言語障害の方という形で解析可能なサンプル数が確保されているという理解によろしいでしょうか。

障害福祉課 坂上補佐

本来的に言いますと、サンプル数として、確からしい数字を確保するためには、400という数字が必要です。それが知的、精神の最低ラインの数字というふうに考えております。

ただし、身体障害者の1,500人中で、障害の区分けをしっかりと出して欲しいという御意見もございました。そこで最低数で50人を確保しています。400人に比べると確からしきは落ちると思いますが、そこで最低限の確保をしたいと考えております。

川崎会長

よろしいでしょうか。

では古家委員お願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

ランダムということですが、視覚障害の方に対しては、点字、拡大文字、データという提供方法があると思います。これは相手がどの方法であれば回答できるか区別して送れるのでしょうか。それとも一括で全部送るのでしょうか。

それと視覚障害者だけで生活をしている人は、墨字の封筒がどこから来たのか、何が書いてあるかというのは、次回ヘルパーさんに会うまでわからないという方も沢山いらっしゃいます。せめて封筒に点字なりで愛知県と記載するなど、愛知県から送られてきたとわかる印をつけてもらわないと、重要なものなのか、単なる宣伝のものなのかという区別もつけられません。なので、そこはわかるような形で送付してほしいと思います。

川崎会長

ありがとうございます。それでは事務局お願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

県から送付する封筒に点字をつけて分かるようにということで、その辺は対応したいと思います。

そして、点字が必要なのか拡大文字が必要なのか何が必要なのかということにつきましては、前回もそうでしたけれども、一旦は墨字のものを送らせていただいて、点字が必要なのか拡大文字版が必要なのか、御連絡をいただいて対応するというような形を考えております。

古家委員

もしも私のところに封筒が届いても墨字が読めないなので、連絡すればいいんだと思うまでにまた時間がかかってしまうと思います。もう少しダイレクトに分かる方法がとれるといいのかなと思います。

障害福祉課 坂上補佐

事務局障害福祉課坂上です。

県で所持している手帳情報から、郵送で送るすべしかないというふうに考えております。少し工夫が必要かとは思いますが、一旦は郵送で送らせていただいて、次の段階で御要望に対応するという形を考えております。今回は調査期間も1ヶ月以上と考えておりますので、長めに設定をさせていただいて、その中で対応の方はしていきたいと思っております。

川崎会長

よろしいですか。

1人1人障害が違うので難しいですけども、もし何かありましたらお問い合わせいただくという形でよろしいでしょうか。

他によろしいでしょうか。では鈴木委員お願いします。

鈴木委員

鈴木でございます。

高次脳機能障害について自立支援協議会のところで、御意見をさせていただいたところ、早速反映をしていただきありがとうございます。

今回、可能かどうかはわかりませんが、おそらく、今回の高次脳機能障害だと精神障害者手帳を持っている人達の中という話になるのかなと思います。ここにもあるように発達障害の方も精神手帳の範囲内になってしまいますが、そこだけでは反映できないので医療センター受診者という記載がされているかと思っております。

高次脳機能障害の方も診断書で障害福祉サービスを利用されている方が多く、手帳を持ってらっしゃらない方もいらっしゃいます。そうするとこの精神障害者手帳の中で聞かれたとしても、高次脳機能障害に丸がつく方が少ないのではないかと思います。

もし今回対応できれば対応していただきたいです。できなければ、次回まで議事録にでも書き留めておいていただき、次回には何か工夫をしていただけるとありがたいなと思っております。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

これについてお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

別紙3の調査票を御覧いただきたいのですが、3ページの間4あなたの障害は次のうちどれですかというところで、選択肢の6番に高次脳機能障害、4番に発達障害という形になっております。

この間で高次脳機能障害と答えていただいて、その後の6ページ問14の質問で、問4で高次脳機能障害を選択した方にお聞きしますという形になっております。手帳の所持にかかわらず、高次脳機能障害を選ばれた方はここに反映されるのかなと思っております。少し分かりづらい部分ではあるかと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員

資料1の調査対象の配布のところが、精神障害者手帳を持っている400人に送付されるとなっております。まず、高次脳機能障害をお持ちの方にほとんど届かない、サンプルがとても少ないのかな、と思いますので、そこを工夫していただければと思います。

川崎会長

ありがとうございます。

ぜひ検討していただきますようお願いいたします。

障害福祉課 坂上補佐

はい。今後検討させていただきます。

ありがとうございます。

川崎会長

他にいかがでしょうか。

では岡田委員、お願いいたします。

岡田委員

愛知県自閉症協会つばみの会の岡田です。よろしく申し上げます。

発達障害ですけれども、精神医療センターの方を70名と、私たち3団体で330名ということでやらせていただくのですが、例えば、知的障害者手帳や精神障害者手帳といった手帳を持っている方と、手帳を持っていない方がいます。

発達障害といった対象の大きなくくりの中で、封筒の色が違うといったような違いはあるのでしょうか。というのも発達障害の会員さんで、知的障害や精神の手帳を持っている人は、県での抽出に当たり、封筒が2通届くということが今までも稀にありました。その際、どちらを返せば良いのでしょうか。今までは団体で1枚手紙を入れて、団体からのものを優先して書いてくださいとお願いをしていたのですが、今回はどのようにすれば良いのでしょうか。知的の方と発達障害の方のどちらを優先で統計をとるのか、集計されるのかなど、両方出していただければ、それはそれでいいのですけれども、例えば封筒の色でわかるものかということをお聞きしたいです。

川崎会長

いかがでしょうか。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

確かに1人の方に2通送られてくる可能性があるとは認識はしていたのですが、どちらに回答するかというところまでは考えておりませんでした。封筒を分けるなりして、どちらを優先してということをもた検討させていただきたいと思います。また御相談させてください。

川崎会長

よろしいですか岡田委員。

もうお一人ぐらいよろしいですか。

では徳田委員お願いいたします。

徳田委員

愛知県弁護士会からまいりました、徳田万理子でございます。

資料1の別紙1の1ページ目の前提に関して、1番上と2番目。これは私から意見を出させていただいたのですが、各地方自治体で条件や予算の組み方も違うなかで、今回出来る限りの範囲で色々と工夫していただけたということで、検討いただいてありがとうございます。今後、予算も付くようになれば、より良い方法というのがあると思うのですが、まずは御礼をして回収率が上がることを期待したいと思います。

ただ、1点だけ私がアンケートを出した時に、補足が足りなかったとすると。県の考え方としての対応ということで、右側の上から2番目のところで、東京都について、私が個人的に調べた範囲で意見を書かせていただきましたが、東京都は非常勤職員約150名を雇って訪問調査を行っています。色々な障害の特徴がある中で、統一的な枠組みで調査方法を工夫するのももちろん大事ですが、やはり訪問調査というのが一番効果的ではあります。予算の問題があるので簡単ではないということは十分分かりますが、東京都の担当部署に聞いたところ、この訪問調査というのは通常の予算の中に入っているということでした。愛知県の予算と規模もお伝えしたところ、規模としては東京都の方が大きいので、予算も大きいのですが、倍以上かかったことはないということでした。もちろん、全員を訪問調査する必要はないと思いますが、障害の特徴に合わせて枠組みを作っている以上、少数者であればあるほど届きにくい意見があると思います。そこに御配慮いただいて、来年度以降はさらに工夫を進めていただけるとありがたいなと思います。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。

これについて事務局何かございますか。

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

確におっしゃる通り、少数者の意見をしっかりと吸い上げて、反映させていくことが大事だと考えております。しかし、今年度中に調査をとということですので、予算の範囲内でお答えさせていただきました。次回以降はその訪問調査等につきましても検討していきたいと思います。ありがとうございました。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

他にも御意見がある方もいらっしゃるかと思いますけども、ここで一旦この件については締めさせていただきます。

ただいて、次にいきたいと思います。また時間があればこれについて、御意見をいただければと思います。

いずれにしても調査量やページ数も多いですし、障害の特性もそれぞれ違いますので、大変かと思いますがけれども、事務局におかれましては、ただいまの意見を踏まえて、効果的な調査をしていただきますようお願いいたします。

それでは議題の2番目の第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について御審議をいただきたいと思ます。事務局から説明をお願いいたします。

14 議題 第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

障害福祉課 加藤(千)補佐

障害福祉課地域生活支援グループの加藤と申します。よろしくお願いいたします。

では座って説明の方をさせていただきます。

議題(2)の第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について説明いたします。資料2を御覧ください。

平成30年3月に策定した第5期計画の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間としております。

計画第4章で掲げました地域生活移行等についての5つの成果目標について、計画期間の1年が経過いたしました昨年度(平成30年度)末時点の進捗状況を説明させていただきます。

まず1つ目の成果目標、福祉施設入所者の地域生活への移行を御覧ください。

成果目標①ですが、地域生活移行者数177人とする目標に対し、平成30年度末時点での実績は38人で、達成状況は目標に比べて21.5%と、大きく下回ったところです。成果目標②ですが、施設入所者削減数を77人とする目標に対し、平成30年度末時点で74人と、こちらは目標の96.1%を達成しております。

続いて、資料の右側、中ほどの評価と分析欄を御覧ください。地域移行が進まない要因でございますが、①施設入所者数が全国平均に比べ、元々少ない状況にあるにも関わらず、②すでに地域移行が可能な方が多くが移行を果たされ、現在入所されている方は、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いこと、などが挙げられます。

このため、その下の今後の取組方針欄でございますが、地域移行を希望された方については、市町村等と連携して地域移行を進めていくほか、その下の②にございますように、地域生活チャレンジ事業を活用してグループホーム等での宿泊体験等を実施してまいります。

続きまして次の2ページを御覧ください、2つ目の成果目標、入院中の精神障害者の地域生活への移行を御覧ください。

こちらの平成30年度実績につきましては、国において7月末頃集計予定でございましたが、遅れておりました、本日時点でもまだ集計が示されていない状況でございます。このため、現時点で数字を持ち合わせておりません。後日、差替を送付させていただきたいと思ますので、よろしくお願いいたします。

続きまして3ページを御覧ください、3つ目の成果目標である地域生活支援拠点等の整備です。

令和2年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する目標を掲げておりますが、平成30年度末時点で、19市町村で整備済となっております。

資料右側の今後の取組方針欄の2つ目の○にありますとおり、地域アドバイザーと連携し、圏域会議等を通じて市町村の取組状況を把握しながら、市町村に対して設置を働きかけてまいります。また、整備済の市町村に対しましても、機能内容の充足を働きかけてまいります。

続きまして4ページを御覧ください、4つ目の成果目標、福祉施設から一般就労への移行になります。

成果目標①から③まで3つの成果目標を掲げておりますが、いずれも平成30年度末時点で目標比90%以上となっております。

資料右側の今後の取組方針欄を御覧ください。各種研修や事業者指導を通じ、既存の事業者の質的な確保を図るとともに、施設整備費補助金により量的な確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして5ページを御覧ください。5つ目の成果目標、障害児支援の提供体制の整備等です。

成果目標①の児童発達支援センター、成果目標②の保育所等訪問支援のいずれにおきましても、人口の少ない市町村での整備の遅れが見られるようです。

資料右側の今後の取組方針欄にありますとおり、地域アドバイザーと連携し、圏域会議等を通じて市町村の取組状況を把握しながら、市町村に対して設置を働きかけてまいります。

次の6ページ以降ですが、障害福祉サービス見込量に対する利用実績となっております。平成30年度のサービス見込量と利用実績を出しておりますが、一部のサービス種別において、計画で見込んだサービス量に対し利用実績が下回っているものもありますが、大部分のサービス種別におきまして見込量を上回るか近似値となっております。

7ページ以降につきましては、圏域別のサービス見込量と実績となっておりますので、また後ほど御確認いただければと思います。なお、一部の圏域で集計ができておりませんので、こちらのページにつきましても、後日、差替を送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大変短い時間でいくつか説明を省かせていただきましたが、以上で説明を終わらせていただきます。一部の資料が不完全で後日の送付となり大変申し訳ありませんでしたが、御審議のほどよろしく願いいたします。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

ただいま御説明のありました第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況につきまして、皆様方から御意見、また御質問お受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

では、井上委員お願いいたします。

井上委員

シンセサイズ中部の井上と申します。読み上げさせていただきます。

愛知県の精神病棟には平成29年度現在、6,974名の患者が10年以上入院されています。患者の多くは医療的ケアよりも福祉的ケアを必要としております。昭和35年11月、日本医師会の故・武見太郎会長は精神科病棟を牧畜業と揶揄しました。60年を経た今でも病棟の内容はほとんど変わっておりません。

精神科病棟の1ベット当たり年間400万から500万円の収入を医療法人の経営者にもたらします。

今週月曜日の毎日新聞朝刊に杏林大学の長谷川利夫教授が必要のない身体拘束が病院の精神科病棟で行われていて、実態調査が急がれると指摘されています。人権侵害が生じていると想像されます。メンタル疾患の患者さんは継続して丁寧に主張やお話を聞くことで落ち着かれる方が大部分です。フィンランドのオープンダイアログがよい例です。

この構造的入院患者さんを地域に返す指針が国から示されて数年が経ちます。病棟が閉鎖される際には、国から補助が必要となることでしょうか。国民には理解を深めていただく必要があるでしょう。

ここで改めて愛知県障害者計画策定の趣旨・位置づけを読み上げます。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参

加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

最後に、入院患者さんにはぜひ自由を勝ち取っていただいて、普通の生活の幸せを感じて欲しいと切望しております。以上です。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

これにつきまして、事務局からコメントはありますでしょうか。

医務課 ころの健康推進室 三宅補佐

医務課 ころの健康推進室の三宅と申します。よろしくお願いたします。

御意見いただきましてありがとうございます。私どもは精神保健業務の実施に当たりまして、患者様の人権というのは非常に重要と考えております。ただ、現場の方々から、そういった声があるということをお聞きしましたので、今後の業務の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

川崎会長

井上委員よろしいですか。

井上委員

社会的入院の方々を早く地域に帰って欲しいと思います。以上です。

ありがとうございます。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

では、高柳委員お願いたします。

高柳委員

愛知県精神障害者家族会会長の高柳と申します

今の資料2の2ページ、長期在院者の数ということで、18%の目標に対して9.2%の平成29年度の実績と書いてありますが、長期在院者数一覧表を見ましても、減り方が少ないなと思います。この退院者の中には死亡退院がかなり入るのではないかと思います。

20年30年、場合によっては40年も入院している人がいるわけですが、その人達の退院というのは、おそらく死亡退院になるのではないかと思います。

この数は以前、県の担当者の方にお聞きした時に、年間で約40人、精神科病院の数が40幾つですので、1つの病院で1人はいるというような、そんな数字をお聞きしたことがあります。このところ、この数字の中ではどうなっているのでしょうか。

川崎会長

これについていかがでしょうか。

医務課 ころの健康推進室 三宅補佐

医務課こころの健康推進室の三宅と申します。

御質問いただきました、長期の入院患者の方に関しましては、やはり高齢化されているということもあるかと思えます。そのため、委員がおっしゃられたとおり、この長期入院患者の退院の中には死亡退院という事もあるかと思えます。ただ、こちらの内訳を現在持ち合わせておりませんので、また改めて調べていきたいと思っております。ありがとうございます。

川崎会長

よろしいですか。高柳委員。

他にありませんでしょうか。では高橋委員お願いします。

高橋（美）委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋と申します。

4ページにあります、福祉施設から一般就労への移行のところで教えていただきたいことがあります。

今後の取組方針で色々なコメントがありますけれども、県職員の採用や県としての障害者雇用に関して就労移行支援との関わりといった、取り組んでいる項目があればお聞きしたいです。民間企業に関しては、ここに色々なシーンがありますが、県職員や県の障害者雇用率の問題もありますので、そのあたり県としての考えを伺いたいです。お願いします。

川崎会長

そのあたりの関わりについて、事務局からお願いします。

障害福祉課 加藤（千）補佐

障害福祉課地域生活支援グループ加藤と申します。御意見ありがとうございます。

愛知県の行政機関としての雇用というお話ですが、今年度の障害者雇用率を持ってきておりませんでしたので、記憶の中での話にはなりますが、昨年度より若干0.数ポイントですけれども上昇していると聞いております。

そして就労移行との関係ということなので定着支援についての御質問かと思えます。その部分については申し訳ございません。担当課が分かれておりまして、人事課に確認させていただきまして、また次回に御回答ということでもよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

川崎会長

よろしいですか。では、後日の報告になりますのでよろしく願いいたします。

次に岡田委員、よろしく願いいたします。

岡田委員

自閉症協会の岡田です。

資料2の1ページ、今後の取組方針のところでお聞きしたいのですが、前の調査で地域移行を希望した方177人について、再度アンケート調査をしたと書いてありますが、承諾を得られた方についてはということで、どれぐらいの方が承諾を得て地域に行きたいなと思っているのか。この人数がわかったら教えていただきたいです。

また、その下の①グループホームの世話人確保事業について、グループホームの建物があっても世話人が

いないため閉鎖をしているという実態があるところで、この世話人確保キャラバン事業というのが、どのぐらい世話人が確保できるものか、見込みがあってやっているのか、それともキャラバン隊なので、PRを兼ねてという意味でやっているのかというのを伺いたいです。

そして、昨日も障害者団体で集まって話をした時に、ショートステイが思うように利用できないということが言われています。ショートステイや体験というのは自分が健康な時に体験をして、これなら大丈夫だなとか、やってみようかという気持ちにならないと地域移行というのは進んでいかないのかなと思っております。特に親が高齢である、障害が重いということもありますが、障害が重いというのは、地域移行にそれほどブレーキにはならないのではないかと考えています。本当に障害が重くてもその人に合わせた支援がいただければ、どの方でも地域で暮らしていけると私は思っております。ショートステイを今後上手く使えるようにする何かお考えがあれば伺いたいです。以上です。

川崎会長

はいありがとうございました。

これにつきまして、いかがでしょうか。事務局。

障害福祉課 加藤（千） 補佐

はい、御意見ありがとうございます。

障害福祉課地域生活支援グループの加藤です。回答させていただきます。

まず、177名の方のアンケート結果ですけれども、本日お配りしておりませんので、次回、今現在どのような状況かということをお見せさせていただくことに代えさせていただければと思います。

2点目のグループホームの世話人確保事業の見込みでございます。昨年度の12月頃から始めた事業でして、まだ実際の定着にどれほど至ったかというのが追跡できておりませんので、また次回に今現在の状況と今年度の事業の内容を御報告させていただければと思います。

3点目のショートステイで重度の方の、というようなお話を承りました。こちらにつきましては岡田委員さんおっしゃる通りでございます。障害の重い方であったり、医療的ケアの必要な方であったり、はたまた高度障害の方のどのような適切な支援をしていくかということが重要であると思っております。それについて、今後どうしていくかということですが、ショートステイの事業所に対して単独で人材育成であったりできていない現状でございます。今後県の研修や委託している研修の枠組みの中でどういったことができるのか、検討させていただければと思います。御意見どうもありがとうございます。

岡田委員

ショートステイが毎月1日に受付開始という事業所の実態を聞いたところ、9時からの受付の場合、9時15分、20分までは電話が鳴りつ放しで、他の電話が通じないぐらいと伺いました。やはりショートステイの希望者が多く、取りたいと思っても電話でしか受付をしていない事業所は電話の争奪で取れた取れないということを聞いております。やはり自分が利用したいと思ったときに利用できるような状況を作っていただきたいなと思っております。以上です。

川崎会長

ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、石黒委員、お願いします。

石黒委員

名古屋大学の石黒です。今聞いていますと、重症度には関係なく、適切な支援さえあれば、在宅移行を可能とする方法を考えましょうと言う提案だったと思います。これは全くその通りです。ただ、今現在、行き届いていないということも確かですから、こういった審議会で続けていきたいと思います。

一番の問題は重症度ではなく、介助者の高齢化です。これだけは絶対に避けられない。なので、介助者の高齢化が問題化してしまう前に支援体制をどうやって構築するかということが一番大きな問題であります。入所者の高齢化が介助者の高齢化を伴っているという事実がありますから、それがさらに在宅移行を困難にします。そういったことを少し整理して、この場で審議していきたいと思っております。あえて個人的意見として補足させていただきました。

川崎会長

ありがとうございました。

私も個人的な意見ですが、全く同感で、障害の重い方も支援があれば地域移行や地域生活が出来ると思っております。

他にいかがでしょうか。

はい、では高柳委員お願いします。

高柳委員

第5期障害福祉計画の中で、精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築というのはどうなっていますでしょうか。これは年度の途中で出てきた話のようにも思いますが、この福祉計画の中に何らかの形で反映されなければいけないのかなと思います。どうでしょうか。

川崎会長

はい、ありがとうございます。これについて、いかがでしょうか。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

こころの健康推進室の三宅と申します。

質問にございました、第5期計画につきましては、精神障害に持って対応した地域包括ケアシステムの構築というふうになっております。しかし、お手元の資料につきましては第4期計画のものを記載させていただいております。確かに第5期計画では地域包括計画システムの構築となっております、圏域ごとに保健・医療福祉関係者や市町村毎に協議の場を持つということが第5期計画では設けられてございます。こちらは改めて、お手元の方に届けさせていただきます。ありがとうございます。

川崎会長

ありがとうございます。

よろしいですか。

先ほど岡田委員のお話にあった世話人確保について、実は私行いました。すると30人ぐらいの方が来てくださいました。実際就職に繋がったのは3人ぐらいですが、なので、とても意味が深い事業だと思っております。

地域移行をするにせよ人材が必要ですがけれども、今皆さん御存知のとおり人材不足で、どこも苦慮しているところですので、ぜひその辺りについても何か確保できるような手だてがあればと思っております。

はい、それでは野田委員お願いします。

野田委員

愛知県医師会の野田でございます。

先ほどショートステイの話が出てきました。今、現場で困っているのが、人工呼吸器を装着した子のショートステイです。そういった子を、みんなが一生懸命受け入れているところですが、たくさん受け入れたところで何が起こったかという、看護職員が疲弊して、退職してしまうということが現実に起こっています。重症の人のショートステイは確かに必要だと分かりますが、結局数ヶ所のところが全てを引き受けるので、結果的にそこで働く看護職員が疲弊して、志高く入った子達が辞めているという悲しい現実もあります。そういったことも理解をしていただきたい。我々も努力はしているんですが、そういった副作用も今、起こっているということです。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

いずれにしても人材不足が関係しているのかなと思います。これについて何か事務局からコメントはありますでしょうか。

障害福祉課 渡辺主幹

障害福祉課地域生活支援主幹の渡辺でございます。御意見ありがとうございます。

先ほどからもお話に出ておりますとおり、ショートステイは地域生活移行をする上で大変重要なサービスと認識しております。事業所の数につきましても、今現在ですと、政令市、中核市部分含めまして275ございます。少し前、平成24年でいきますと181でしたので、かなり数は増えているところでございます。一方で、先ほど委員が言われましたように、人工呼吸器等医療的ケアが必要なものにつきましては、使える事業所が限定してしまうということで、そこにショートステイが集中して職員が疲弊しているという実態があるという御意見をいただきました。直ちに改善していくのは難しいかなというところもございますが貴重な御意見ということで、今後機会をとらえて検討をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

川崎会長

野田委員よろしいですかね。

他にはよろしいですかね。

それでは次に移りたいと思います。また御意見ありましたら、後ほどでも結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは第3番目、愛知健康福祉ビジョン2020年次レポートについて御審議をいただきたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

15 議題 愛知健康福祉ビジョン2020年次レポートについて

福祉総務課 田原課長

福祉総務課長の田原でございます。

それでは私から、議題(3)のあいち健康福祉ビジョン2020年次レポートについて御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料につきましては、A3で2枚組の資料3、これが素案の概要版でございます。それからA4の冊子の別紙1で、本冊になっておりますけれど、本日は、資料3の概要に沿って説明させていただきます。

まず、資料の左上年次レポートの目的でございます。

囲みの中の1つ目のマルにありますように、本県では、本県の健康福祉の進むべき方向を共有するための基本指針として、平成28年3月にあいち健康福祉ビジョン2020を策定しており、3つ目のマルにありますように、このビジョンの進行管理のため、毎年度、年次レポートを作成し、進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしております。このビジョンの中に、障害者支援に関する記載部分がございます。この部分につきましては、障害者基本法の第11条第2項の規定に基づく愛知県障害者計画として位置づけております。

続きまして、その下、年次レポートの構成でございます。例年3部構成としておりまして、1つ目が、前年度、今回は平成30年度でございますが、ビジョンに示されております施策の平成30年度の主な取組状況を取り上げております。

2つ目が、特集となっております。毎年度テーマを決めまして、その取組状況の検証という形で記載しております。今回は、環境づくりをテーマに記載しているところでございます。

3つ目といたしましては、「新たな課題への対応」ということで、社会状況の変化等に伴う新たな課題に対して、その取組の方向性を記載しております。今回は、依存症対策の推進を取り上げさせていただいております。年次レポートに記載した取組は、主なものでございまして、新規事業などを中心にポイントを絞って記載しておりますので、御理解いただくとともに御意見をいただければと存じます。

それでは、レポートの内容を御説明いたします。

まず、平成30年度の主な取組状況でございます。ビジョンにおきましては、施策の方向性を子ども・子育て支援、健康長寿、医療・介護、障害者支援、健康福祉を支える地域づくり・人づくり、の5つに整理しておりますので、年次レポートにおきましても、この5つの方向性に沿って、30年度の主な取組を記載しております。

まず、子ども・子育て支援についてでございます。結婚支援や子ども・子育て家庭への支援のほか、貧困や虐待への対応等の取組を進めております。平成30年度は、特に点線囲みの中の4つ目のポツですが、「子どもが輝く未来基金」を創設いたしました。

次の健康長寿につきましては、生活習慣病対策やこころの健康に関する取組等を進めております。資料の右側になりますが、主な取組としては、一番下のポツ、県と医療保険者、経営者団体など7団体で健康経営の普及促進に向けた相互連携に関する協定書を締結するなどの取組を行いました。

次の医療・介護につきましては、医療従事者や介護人材の確保、認知症対策、さらには介護又は病気の治療と仕事の両立支援に関する取組を進めております。特に4つ目のポツ、認知症施策の基本的な理念等を規定した認知症施策推進条例の制定などの取組を行いました。

次に障害者支援でございます。特別支援教育の充実、地域生活支援や療育支援、就労支援等のほか、権利擁護に関する取組を進めております。主な取組を順にご紹介します。

まず、1つ目のポツでございますが、大府もちのき特別支援学校が2018年4月に開校しました。これは、知的障害特別支援学校の教室不足を解消するために整備が進められていた学校でございます。また、今年の4月には、瀬戸つばき特別支援学校が開校したところでございます。

それから2つ目のポツ、春日井市にございます「愛知県心身障害者コロニー」を、地域で生活する障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設である「愛知県医療療育総合センター」に再編整備しました。心身障害者コロニーは2007年策定の再編計画に基づき、2014年度から再編整備を進めて

おりましたが、2019年3月に本館棟竣工に併せて全面開所いたしました。

3つ目のポツでございますが、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」を9月に開催いたしました。この作品展は、2014年度から継続して実施しております、昨年度は公募作品670点を展示するとともに、舞台・ステージ発表、トークイベント等を開催しました。また、今年の3月には、審査で選ばれた30点を「優秀作品特別展」で展示しました。なお、今年も、この「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」を9月11日から16日に名古屋市民ギャラリー矢田と名古屋東文化小劇場で開催いたします。

一番下のポツですが、ヘルプマークの導入及び普及啓発を実施しました。ヘルプマークは、赤地に白のプラスとハートのマークから成っております、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方の配慮を必要としていることを知らせるものでございます。昨年7月から一斉に市町村の窓口などでヘルプマークの配布を開始し、ポスター、リーフレットなどによる普及啓発も進めました。

続きまして、その次の健康福祉を支える地域づくり・人づくりでございますが、地域全体で支え合う仕組みづくり や 地域福祉の担い手の育成などの取組を進めております。主な取組としては、ポツの2つ目でございますけれど、第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の策定等を行いました。

次に特集でございます。資料の2枚目をご覧ください。特集としましては、安心して働き続けることができる環境づくりをテーマとしております。少子高齢化による生産年齢人口の減少が懸念される中、今後も活力ある社会を維持ししていくためにも、働く世代を支援し、安心して育児、介護、病気の治療等と仕事が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。そこで今回は、子育てと仕事の両立、介護と仕事の両立、病気の治療と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの推進の4つの項目に分けて取組を記載しております。

続きまして、右側の新たな課題への対応でございますが、最初に申し上げましたように、今年度は「依存症対策の推進」について取り上げております。近年、法整備が行われるなど取組が強化されている アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、予防、相談、治療、回復支援、関係機関との連携に分けて取組を記載しております。

以上が年次レポートの内容に関する説明でございます。なお、資料には記載しておりませんが、年次レポートは、この後、9月以降に知事を本部長とします「健康福祉ビジョン推進本部」において決定し、公表していく予定であります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

川崎会長

ありがとうございました。

ただいま御説明のありました愛知健康福祉ビジョン2020年次レポートにつきまして、皆様方から御意見や御質問等ありましたお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

では古家委員お願いします。

古家委員

愛盲連の古家です。仕事と子育てとか仕事と介護の両立のところで2点あります。

1つ目が、子育てと仕事の両立のところで、病気の時という記載がございますが、この病気になった時というのは、保護者が病気なのか子どもが病気なのか、どちらが病気の時でしょうか。

私もそうですが、孫が病気になったから見ておいてという連絡がよく入るのですが、子どもが病気になった時に、やはり仕事が休めないというようなことがあるようですが、子どもが病気になった場合にどこか一時期預かってもらう、引き取ってもらえるといった場所があるのかなというのが1つ。

次の介護と仕事の両立のところで、取組の中にノー残業デーを作ると書いてありますが、このプレミアム

フライデーだとかも一時期、話題にはなりましたが、はっきり言ってあまり意味がないのではないかなと感じるので、これはあまり記載するほどのことではないのかなと思いますのですがどうでしょうか。

川崎会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

野田委員

代わりに、愛知県医師会の野田ですが、病児保育病後児保育というものがございます。

それぞれの地域で病気になったお子さんのために保護者が仕事を休まなければならないという時に代わりに預かってくれる、だいたい医療機関に附属している保育施設になります。それを病児保育それから病後児保育、熱は下がったけどまだ保育施設に行ってはいけないという子ども達を預かる、そういうシステムが、県内に今着々とできていることは確かです。ただ、たくさんあるかといわれれば、色々な問題点があるとなかなか進まないですが、それを今努力しているところです。

川崎会長

野田委員ありがとうございます。

私も勉強不足でした、古家委員よろしいですか。

他にいかがでしょうか。年次レポートについて、では岡田委員お願いします。

岡田委員

自閉症協会の岡田です。新たな課題への対応というところで、依存症対策の推進が出ていますが、本年の5月にWHOでゲーム症候群というのが一つの病気としてきちんと捉えられるようになりました。

スマホやゲームにのめり込んでしまって学校や仕事に行けなくなるというもので、依存症と言われる中にそのゲーム症候群があります。まだ専門医が本当に少なく愛知県にはないのかなと思っているんですが、今後そういう他の依存症についても、ぜひ検討していただきたいと思い、お願いですけれども一応言わせていただきます。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。

一方でEスポーツというものもありますが、このところどうでしょうか。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

医務課こころの健康推進室三宅と申します。

依存症対策についてですが、今回記載いたしましたのはアルコール、薬物、ギャンブル等ということで、今、国と私どもで取り組んでいるところでございます。

御指摘ございましたゲーム依存症も、WHOで疾病として認められるということを伺っております。県としましてはゲーム依存については、これからと考えており、今ようやく精神保健福祉センターと保健所でゲーム依存について、どういった相談があるかというのを把握していくという段階でございます。今後、こういった課題にも取り組んでいきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

川崎会長

はい。岡田委員よろしいですか。

岡田委員

私たちの会員の周りにもゲームに依存して学校に行けなくなった人、仕事に行けなくなった人がたくさんいる時代です。ぜひ、早く進めていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

川崎会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。それではまた後でお時間がありましたら御意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局におかれましては、引き続きあいち健康福祉ビジョン2020の取組を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議題は以上3点ですけれども、これからですね、報告事項に移りたいと思います。本日報告事項は2件あります。

それでは初めに報告事項の1手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について、審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっておりますので、本当は部会長の永田委員から御説明をいただく予定になっておりましたが、急遽御欠席ということですので、事務局の坂上さんから御説明をお願いいたします。

16 報告事項 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について

障害福祉課 坂上補佐

障害福祉課坂上です。

私の方から説明させていただきます資料4を御覧ください。今年度の第1回の障害者政策審議会専門部会についての報告になります。第1回目の専門部会は7月17日水曜日に、委員11名参加のもと開催いたしまして、議題は記載のある通り2件ございました。1つ目が手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組について、そして2つ目が普及啓発事業についてでございます。

まず、別紙1-1と1-2を御覧ください。議題の1つ目、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組については、別紙1-2にございますとおり平成30年度の取組実績と、今年度の計画について、説明をいたしました。そしてそれに対して委員の皆様から御意見が出されました。

主な意見といたしましては、別紙1-1にございますとおり、コミュニケーションが大事なのは理解しているけれども、手話という言語を獲得する場をぜひ設けて欲しい。高齢者の増加に伴い、聞こえない方が増えている。視覚情報が大事である。それから、教員が正しい手話を使えていない。手話を知らない教員が、ろう学校に配属されている状況であるので、それらを条例に結びつけられないかといった意見が出されました。

これらの意見を踏まえまして、今後の計画等に反映して、具体的な事業運営や内部調整に努めていくこととしております。

続きまして、2つ目の議題、別紙2-1、2-2を御覧ください。

普及啓発事業につきまして、検討内容としましては別紙2-1ですが、今年度は災害における取組、特に、避難所におけるコミュニケーションの支援について取り組んでまいります。その上で、別紙2-2になりま

す、コミュニケーションボードの作成、活用に関する事務局のたたき台について御意見をいただきました。

主な意見といたしましては、別紙２－１の下のほうにございますが、コミュニケーションボードの作成にあたっては障害者団体からの意見を取り入れて作成して欲しい。市町村の取組状況の調査を行うということだが、保健所も調査対象とすべきであるという御意見。また、試作段階でもいいので、消防防災訓練など、実証検証しながら作成していったほうがよいのではないかとといった様々な御意見が出されました。

今後はこれらの意見を基に再度事務局でたたき台を作成しまして、別紙２－１の中ほどにございます。スケジュールで詳細を詰めていくこととしております。報告については以上でございます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。ただいまの報告、説明につきまして皆様方から御意見、御質問ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

専門部会の皆様方は本当に御苦勞だったと思いますけれども。今年は災害に力を入れているということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、服部委員どうでしょうか。

服部委員

私は専門部会で、意見をたくさん出しましたので、ここで特に言うことはないですが、一つだけお願いしたいことがあります。専門部会でも発言しましたが、やはり避難所のコミュニケーションに関連して、それぞれの障害者抜きに作るのではなくて、障害者の意見をしっかり聞きながら、納得できるような形のものを作っていたきたいなと強く思っています。

川崎会長

ありがとうございます。

これについては事務局よろしいですか。

障害福祉課 坂上補佐

しっかりと肝に銘じて、そのように対応していきたいと思います。よろしく申し上げます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。では黒田委員お願いいたします。

黒田委員

公募委員の黒田です。

今のコミュニケーションボードに関してですが、完成するのが来年２月の予定になっています。完成したら各地域の避難所などで役立てていただくことになると思うのですが、その成果の内容についてしっかりと把握することも継続してやっていただかないと、作成した成果というものが出てこないと思います。なのでそこまでを継続してやっていただきたいなと思います。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。貴重なご意見です。

事務局からはよろしいでしょうか。

障害福祉課 坂上補佐

事務局の坂上です。

専門部会でも、これまで色々な取組をやったけれども成果について、きちんと把握して報告をして欲しいという話がありました。それについては、継続的に委員の皆様把握をした上できちんと御報告をしていきたいと思っております。結果を出して、それに対して翌年度また対応していくということが必要だと思っておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

川崎会長

よろしいですか黒田委員。はい、ありがとうございます。

おっしゃる通り作るだけではないので、それについてまた検証して、次に繋げていくことが大事だと思います。ありがとうございました。

他によろしいですか。

そうしましたら、報告事項の2番目、その他の報告事項について、御報告をお願いしたいと思います。事務局よろしくお祈いします。

17 報告事項 その他の報告事項について

障害福祉課 加藤（孝）補佐

障害福祉課業務・調整グループの加藤と申します。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、資料の5を御覧ください。障害者差別解消法に基づく対応要領の策定状況等であります。

法律により、地方自治体に対しまして制定が努力義務とされている職員対応要領、また、任意設置とされております障害者差別解消支援地域協議会等につきまして、県内の市町村の状況を、平成31年4月1日現在で調査したものといたします。順に説明をさせていただきます。

1つ目の相談窓口の設置につきましては、全ての市町村におきまして、窓口が設置されております。

次に、2つ目の職員対応要領の策定でございます。御案内のとおり、職員対応要領は、自治体の職員が差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について適切に対応するための要領であり、法律によって策定に努めることが規定されております。本県市町村の状況であります。策定済みが50市町村となっております。直近の調査時点であります1月の状況、これは括弧内の数字になりますが、それと比べますと、新たに3市町におきまして、対応要領が策定されました。未策定の4町村につきましては、本年度中の策定も含め、今後策定する予定としております。

1枚おめくりいただきまして、3つ目の障害者差別解消支援地域協議会の設置についてでございます。この協議会は、地域におきます、差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うための協議会としまして、法律に基づいて設置が可能となっております。設置自体は任意とされておりますが、様々な関係機関が連携して対応できるということで、地域におきます重要な取組として、設置を推進しているところでございます。設置状況をみますと、設置済みが46市町村、直近調査の1月時点と比べますと、新たに2市で協議会が設置されております。また、未設置の8市町につきましても、圏域におきます共同設置も含めまして、今後、設置予定となっております。これら対応要領の策定、地域協議会の設置につきましては、市町村に対しまして、実務担当者会議といった機会を通じまして、積極的な対応をお願いしてきたところでございます。未対応の市町村に対しては、先行する他市町村を参考にするなどして、着実な進捗が実現するよう、引き続き、働きかけを継続してまいります。

資料をもう1枚おめくりください。障害者差別に関する相談事例であります。前回、3月に開催しました施策審議会におきまして、相談事例を報告するようにとの御意見をいただきました。今回、12件の相談事例につきまして、以降3ページにわたる資料を提出させていただきました。これらの相談事例につきましては、各市町村実務担当者会議等におきまして、各市町村等に対しましても、情報共有を行わせていただき、業務の参考としていただいているものであります。

なお、相談事例につきましては、個人情報が含まれますことから、固有名詞を控えて記載するなどしており、読みづらい点は御容赦願います。それでもなお、個人を特定できる可能性もあると思われま。他の会議におきましても同様の取扱いとしておりますが、取扱注意として扱っていただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

資料の内容でございますが、市町村若しくは県の相談窓口相談があった事例でございます。各事例の説明につきましては、時間もございますので、割愛させていただきます。報告は以上になります。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました、その他の事項ですけれども、差別解消法ということで、これについて皆様方から御意見や御質問がありましたらお願いたします。

では石黒委員お願いたします。

石黒委員

石黒です。個人情報の絡みがあるので、当然なかなか開示はできないと思っておりますが、これが県の中で共有されているということは非常に大切なことだと思います。

もし出来るのであれば、データベース化を行って、同一事例が繰り返されているときには、県の担当者間で情報を共有するというふうにするれば未然に減ってくるのではないかなと思っております。ぜひとも今後、この取組を継続的に行うようにしていただきたいと思っております。

川崎会長

御意見でした。事務局はいかがでしょう。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

御意見ありがとうございます。

委員の御指摘の通り、このような情報につきましては、相談窓口の担当者一人一人が、情報を共有することが望ましいと思っております。しかし、個人情報の関係もございしますので、どういったやり方が最適かというのを検討しなければならないと思っておりますが、いただいた御意見を参考に取組をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

川崎会長

ぜひ検討をお願いたします。

では次に服部委員お願いたします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部です。3つほどお願いします。時間の関係もありますので、手短かに質問させていただきます。

事例を幾つか見ますと、正直なところ数が少ないなと思いました。私も色々な市町村で、ろうあ者の支援に関わる差別の意見等色々を出しているのですが、実際に蓋を開けてみると、事例数が少ないなと思います。取り上げ方の経過がわからないので、その内容について説明をしていただきたいです。

2つ目は、差別を受けた際の相談窓口が市町村の各地にあると思いますが、最終的に県がまとめて、県としてどういう役割を担うのか、その辺りをもう1度確認させていただきたいです。

3つ目ですが、色々な差別の事例を出していただきました。実際に差別を受けた事例をもとに、今後どう解決していくのか、議論を積み重ねていくための委員会があると思います。愛知県聴覚障害者協会からも別の委員を派遣しておりますが、その人の話を聞くと今年度、まだ1度も委員会が開かれていないということを知りました。そのあたりを改めて説明をいただきたいです。以上3つお願いします。

川崎会長

はい、ありがとうございます。3つの御質問があったのでよろしくお願いたします。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

御質問ありがとうございました。

まず1点目、件数が少ないのではないかと御質問をいただきました。今回整理させていただいた事例につきましては、もちろん全体ではなく、全体の事例の中から建設的な対応を通じて、双方が納得したものなどの好事例を抜き出して整理したものとなっております。その点御理解いただきたいと思います。

2点目について、県と市町村の窓口をどういった役割に位置付けているかという御質問でございました。窓口につきましては、障害のある方が身近な場所で相談できる窓口を設置することが重要であると思っております。そういった意味では、市町村の窓口が一番身近になると思います。また県の窓口も当然設置しております。市町村等から相談を受けたり、障害のある方から県に直接相談があることもございます。そういった連携、協力をした中で引き続き相談に当たっていきたくと考えております。

3つ目の会議が開催されているかどうかということでした。これについては、差別解消支援地域協議会を年2回開催させていただいております。関係機関、関係者の連携を図っているところでございます。

川崎会長

服部委員よろしいでしょうか。

服部委員

1つ目についてですが、お互いに納得できたものを載せたという説明でした。ということは、まだですね、障害者が納得出来ていないところは載っていないということでしょうか。

2つ目に、聞こえない事に関わる差別のことで、県に相談をしたところ、県から市町村に相談したほうが良いと言われたというのを聞いています。それに従って市に相談したところ、市では解決できないと言われた例があります。結局、たらい回しの状態が続いています。そういった場合はどうしたらいいのでしょうか。この場合は、最終的に県が責任を持って解決をしてくれるのか、その辺りが私には分かりません。その辺りをもう少し工夫していただければありがたいなと思っております。

3つ目です、連携というお話がありましたけれども、障害者団体とは別でやっているという意味でしょうか。そこら辺がわからないのでもう一度説明をお願いしたいと思います。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

3点御質問いただきました。

まず、解決出来ていないものがあるのではないかとということで、今回の事例集の中にも、解決出来ていないものも含まれております。この事例集につきましては、当然話し合いの結果解決するのが一番望ましいのですが、他の団体でもあり得るような、共通的な課題についても、事例集としてあげております。

そして2つ目に、相談をしても、たらい回しにあってしまうという御質問がございました。当然、事例によりまして、窓口が市町村であれば市町村の相談窓口を御案内します。もし、市町村の段階では話が進まないとい県に相談があれば、つなぎ役として、一生懸命、解決に向けて努力させていただきます。

それから3つ目、協議会に障害者の方が参加しているのかどうかです。こちらにつきましては、障害者の団体の方にも参加をしていただいている会議となります。以上よろしくお願いいいたします。

川崎会長

ありがとうございました。服部委員よろしいでしょうか。

それでは他によろしいでしょうか。

では徳田委員お願いいいたします。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田です。

リクエストをさせていただいた経緯もありまして、すぐに次の会議で御報告いただいてありがとうございます。

1つ、先ほど委員からも御意見がありますとおり、これをどういう形で役立てていくのか、ということが1つ大きな課題だと思います。愛知県内の中で職員、場合によっては市町も含めて、公的な機関が共有して、今後に生かしていくということも一つですが、役所でのこういう事例を、一般企業も含めて今の社会でのお手本になっていくという意味では、事案がすごく抽象化していかざるをえないと思いますが、何かしらの形で、公に指標となるような形で、何か公表できる方法があるといいなと思っております。プライバシーとの兼ね合いで非常に難しい問題だと思いますが、最終的にはそういったものが積み重なることを差別解消法の差別の定義もしくは合理的配慮はどうあるべきか、定義がはっきりと示されていないこの法律のありようというのが、事例を積み重ねることで、明確にしていこうという法の趣旨がありますので、是非ともそれを何かしらの形にさせていただけると有り難いと思います。

もう1つは、そういう趣旨において、今回は好事例のみをピックアップしたので、件数が少なくなったと御説明がありました。しかし、難しかった事例こそ学ぶことが沢山あるのではないかと考えております。そして担当者、一般企業もしくは社会で生きる人々が、やってしまいがちな過ちの事例みたいなものを、蓄積していく事が日常の中での社会での差別の解消に繋がっていくと思います。ぜひ、難しかった事例も含めて、何かしらの公表を今後お願いしたいなと思います。

川崎会長

はい、ありがとうございます。これについてコメントはよろしいですか。

障害福祉課 加藤（孝）補佐

御意見ありがとうございました。2点いただきました。

一般にも公表して役立ててはどうかということ。もう一つが、難しい事例にこそ価値があるのではないかという御意見とします。

委員の御意見はごもっともだと思います。直ちに対応することは難しいものですから、御意見をしっかり参考にさせていただきながら、今後の業務に役立てたいと思います。ありがとうございます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。

では次に古家委員お願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

補助犬、私の場合は盲導犬ですが、よくあるのが、盲導犬のユーザーの中で半数以上が入店拒否にあたりしています。私も先月拒否にあいました。お話をしたところ、入れてはくれたのですが、入店拒否の理由を聞くと、犬はちょっと初めてで分からないという理由が多いのです。2002年に施行された補助犬法や障害者差別解消法の合理的配慮は御存知ですかと聞くと、知らないと言われることが多いです。保健所などから通達はないですかと尋ねると聞いていないという意見も多いです。各飲食店、ホテル、鉄道会社、タクシー会社といったところへの通達というのは、どういう形になっているのか、分かれば教えて欲しいと思います。

川崎会長

はい、ありがとうございます。では事務局お願いいたします。

障害福祉課 佐藤主幹

障害福祉課主幹の佐藤でございます。

おそらく、これは広報啓発の話になっていくようなことだと思います。

通達がどのように流れているかというところですが、各店舗に通達が届いているかという難しい面もあるかと思えます。まさに先ほど言われたように、こういった事例について、法律で定められているということを皆さんに知っていただくことが大事だと考えております。厚生労働省でも実際に入店した時に、事業者の方が法律を知らないということを想定して、啓発しやすいような小さなリーフレットを作成しております。それも配布をされておりますので、実際に活用しながら、啓発をしっかり進めていかなければならないと理解しております。貴重な御意見ありがとうございました。

川崎会長

よろしいでしょうか。時間も少し過ぎてしまいました。

どうしても、これは言っておきたいということがあれば御発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では閉会の前に、高橋委員から今回の議題から少し外れるようですが、御質問があるそうですので、よろしくお願いいたします。

18 その他質問

高橋（美）委員

時間が押ししているところ申し訳ありません。愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

議題と離れてしまうのですが、旧優生保護法の一時金のことについて意見と、委員の皆様にも知っていただきたいと思い発言させていただきます。

今年の4月24日に一時金の支給等に関する法律が成立し、施行されております。愛知県でも支給の申請をされている方がいらっしゃるのですが、6月末までの一時金の申請件数は2件、相談件数が11件となっております。全国の中ですと、申請件数は34番目、相談件数は43番目となっております、県の人口に対してとても低い数字となっております。また、愛知県で実際の数を把握できているのが60件以上あると伺っております。御本人からの訴えや申請がないので一時金を支払わないという県の姿勢かもしれないですが、今後、県として何か対策や施策は検討されているのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

川崎会長

ありがとうございました。

コメントをお願いいたします。

医務課こころの健康推進室 三宅補佐

医務課こころの健康推進室の三宅と申します。

御質問の旧優生保護法一時金の件でございますが、6月末時点で愛知県は2件申請がございます。直近で申し上げますと7月末の時点で累計で4件となっております。全国的に比べると、今御指摘のあったような傾向にあるのかなと考えておるところでございます。それと、愛知県におきましても旧優生保護法により優生手術を受けた方の情報を一部の方になるかと思っておりますが得ております。

ただ、今回の一時金の法制化の過程におきまして、個々の方の置かれている状況が様々であり、例えば、御家族にもお伝えしていない方々もいらっしゃる、そういった中で、一律に該当の方に一時金の支給の対象になると個別に通知することは慎重に考えるべきだというような議論がなされていると聞いております。愛知県でも、対象になり得る方の情報を一部得ておりますが、やはりそれぞれの方の状況が異なっているだろうと思っております。なので、個々の方の置かれている状況や、御本人にとって、知られたくないこともあろうかと思っております。御本人の気持ちを考慮することが最も大切であるのではと思っております。個人の情報がある方々に一律に通知するのは、やはり慎重にすべきではないかと考えております。私どもとしましては、そういった方々に情報が届くように周知を丁寧にしていきたいと思っております。

これまでに、県のウェブページや、毎月第1日曜日に主要紙に掲載しております広報あいちで周知をさせていただいております。また、チラシやポスターを県内の社会福祉施設や医療機関、市町村、関係団体の方々に、県から直接送付して、周知を図っていこうと考えております。そのため、委員の方々の所属される団体様の方にも、近いうちにチラシポスター等が届くかと思っておりますので、その時は会員の方への周知に、ぜひ御協力いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

高橋（美）委員

ありがとうございます。

県の広報というところだと思うのですが、市町村の広報でも展開できればもう少し細かいところまで周知が出来るかなと思っておりますので、ぜひ検討よろしく申し上げます。

川崎会長

ありがとうございました。

まだまだ発言のない委員も見えるなど、まだ意見が言い足りないところもあるかもしれませんが、時間が来てしまいましたので、本日はこれで閉めたいと思います。

事務局におかれましては、委員の方々からいただいた色々な貴重な意見を踏まえて、御検討いただき、改善できるところは改善していただき、少しでも前に進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、これで事務局へお返しします。

19 閉会

障害福祉課 加藤課長

障害福祉課長の加藤です。

本日は長時間にわたり、御審議をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました、御意見御提言につきましては、川崎会長様とも御相談させていただきながら、しっかり事務局で検討を行い、進めて参りたいと考えております。

また、後日報告や次回提出させていただく資料もございますので、こちらにつきましてもしっかり準備をして参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、御指導賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、2019年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印